

第1回 北栄町人権を尊重するまちづくり審議会 概要

日時 6月30日(火) 午後1時30分～2時10分
場所 大栄農村環境改善センター 2階 大会議室
出席者 25名(委員20名、事務局5名)

議 題

北栄町部落差別解消条例(仮称)の制定について

(1)国の状況

[事務局説明]

- ・部落差別解消法施行の背景とそのポイントを説明

(2)町の状況

[事務局説明]

- ・町人権条例と推進計画の説明。意識調査結果と最近の差別事象を報告

(3)検討事項

[事務局説明]

- ・人権条例の改正ではなく、部落差別解消推進に特化した条例制定
- ・条例の骨子案は解消法ペースとして、町独自施策を加えたものを骨子案 →了承

[委員意見]

- ・条例制定の場合、「町民」定義を現行人権条例のような広義の意味で捉えて欲しい
→人権条例と同様に、新たに制定する条例の中でも明示したい
- ・人権条例と新たな条例との関連についてもう少し詳細に説明してほしい
→国の人権3法(障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消法)等、個別の人権問題の解決に向けた個別法の流れがある。一方町としても、現行の人権条例を包括的な条例と据えて、個別の条例として整備・制定していきたい。
なお、犯罪被害者支援条例も同様の考えに基づき条例制定を検討したい。

(4)その他

[事務局説明]

- ・今後のスケジュールと関連して、今後検討する事項を説明
- ・新型コロナウイルス関連の人権侵害等への対応 → 当日配布資料の説明